



# 浦添市 屋外広告物ガイドライン

「心に寄り添う広告景観」



## 目 次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	
(1)	条例制定の背景と目的	1
(2)	これまでの取組み	2
<b>2</b>	<b>浦添市屋外広告物条例について</b>	
(1)	浦添市屋外広告物の理念	3
(2)	浦添市屋外広告物の目指す将来像	3
(3)	本市の地区ごとの屋外広告物の方針について	3
<b>3</b>	<b>基準等について</b>	
(1)	屋外広告物とは	9
(2)	禁止地域・許可地域について	10
(3)	共通基準について	16
(4)	各地域の基準について	17
(5)	その他の屋外広告物の基準について	26
(6)	色彩基準について	28
(7)	禁止物件・禁止広告物について	30
(8)	適用除外について	32
(9)	電光表示広告物の誘導基準について	34
<b>4</b>	<b>景観への配慮について</b>	
(1)	景観への配慮について	35
<b>5</b>	<b>許可手続き等について</b>	
(1)	許可申請の手続きについて	37
(2)	許可期間について	38
(3)	許可手数料について	38
<b>6</b>	<b>管理及び点検の義務について</b>	
(1)	危険な屋外広告物の事例	39
(2)	管理及び点検の義務について	40
(3)	管理及び点検に必要な資格について	41
(4)	点検報告書の作成について	42
<b>7</b>	<b>違反広告物に対する取組みについて</b>	
(1)	違反広告物への是正対応について	45
(2)	簡易除却等の対応について	48
<b>8</b>	<b>経過措置について</b>	
(1)	経過措置について	51



# 1 はじめに



# 1 はじめに

## (1) 条例制定の背景と目的

浦添市では、平成 16 年（2004 年）の景観法の制定に伴い、平成 18 年（2006 年）に景観行政団体となり、景観法に基づく浦添市景観まちづくり計画を策定し、市内全域に景観形成に関する規制や誘導を行っております。当該計画の中で重点的かつ先導的な対応が必要な優先エリアとして位置付けた「浦添グスク周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」では、「仲間重点地区」や景観地区として「県道浦添西原線沿線地区」及び「西海岸埋立地区」を指定するなど、景観施策に取組みながら、地域における景観資源を活用しつつ、良好な景観の形成や保全を推進しています。

景観は、私たちが普段の生活で目にする建築物や道路、電柱、緑や水辺といった自然などにより構成されています。

そのような景観を構成するものの中に屋外広告物があります。屋外広告物は、日常生活において必要な情報を伝えるだけでなく、まちに活気や個性を与えるなど、まちの表情の一部になっています。また、企業や店舗等の顔であり、私たちをつなぐ身近なコミュニケーションツールです。

しかしながら、広告物の無秩序な掲出や適正な維持管理・更新が行われないと、その周辺の景観の形成に支障を及ぼす要因となってしまいます。

現在、本市に設置される屋外広告物には、沖縄県屋外広告物条例が適用されており、周辺の景観と調和し、良好な景観の創出に寄与できるよう屋外広告物の表示及び掲出を誘導しています。

本市では、県の条例を遵守しつつ、より地域の特性などを表現・創出し、良好な景観の形成及び風致の維持を図り、また公衆に対する危害を防止するため、浦添市屋外広告物条例を制定しました。

このガイドラインは、市条例をスムーズに運用するため、広告物の大きさ等の規模や表示できない場所、許可申請の手続き等の屋外広告物に関するルールをまとめたものです。

浦添市が、より魅力的で活気があり、安心・安全に歩けるまちため、広告物を表示しようとする方及び市民の皆様に屋外広告物のルールをご理解いただき、魅力的で秩序ある広告景観づくりにご協力をお願いします。

## (2) これまでの取組み

浦添市屋外広告物条例を制定するにあたり、建築、都市計画、デザイン、色彩等の各専門家や広告・経済・観光業界といった各関係団体等の様々な立場の関係者から構成する浦添市屋外広告物検討協議会を設立しました。

本協議会では、浦添市屋外広告物条例の対象となる広告物の種類ごとの規格基準や色彩基準、禁止地域及び許可地域の設定等、専門的かつ多角的に検討を行いました。



浦添市屋外広告物検討協議会は、平成30年度から令和2年度まで全10回開催しています。

- 【平成30年度】 第1回・第2回を開催
- 【令和元年度】 第3回～第6回を開催
- 【令和2年度】 第7回～第10回を開催



第7回浦添市屋外広告物検討協議会の様子

## 2 浦添市屋外広告物条例について



## 2 浦添市屋外広告物条例について

### (1) 浦添市屋外広告物の理念

本市景観まちづくり計画では、当該計画の基本理念である「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」を踏まえ、緑と水辺や微地形を活かし、かつ歴史文化の薫る景観まちづくりに努めています。

本市に設置される屋外広告物に関しても、以下のように基本理念を定めて、本市の歴史及び文化を尊重しつつ、地域の魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した安全な広告物の設置を誘導することによって、安心して歩けるまちなみの形成を促進していきます。

### 「心に寄り添う広告景観」

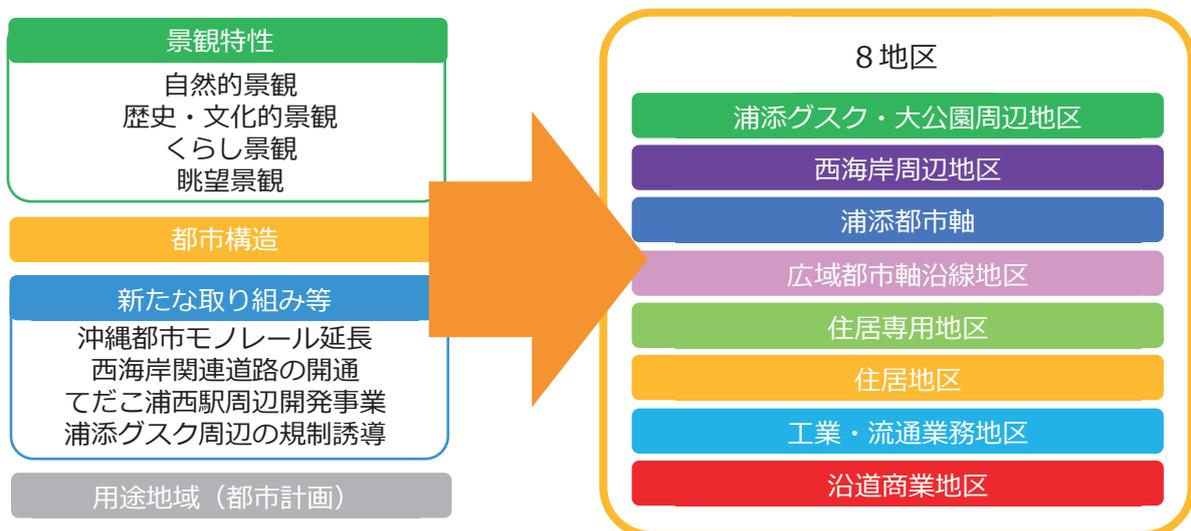
### (2) 浦添市屋外広告物の目指す将来像

本市では、屋外広告物が、私たちに日常生活において必要な情報を伝えるだけでなく、まちに活気や個性を与えるなど、まちの表情の一部になっていることに着目し、広告物が地域の活力を生み出し市民の暮らしや訪れる人たちへ安心感を与えるという重要な役割を担うよう、以下のように広告物の目指す将来像を定めています。

### 「地域に調和し活力を生み出す広告物」

### (3) 本市の地区ごとの屋外広告物の方針について

地域の魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導していくために、本市景観まちづくり計画による土地利用ゾーンや景観エリアを踏まえつつ、地域の特性や都市構造などを考慮して、本市域を8つの地区に区分します。また、個別に地区の方針を定め、地区に相応しい広告物の表示及び掲出となるよう規制及び誘導を図ります。



## 1) 浦添グスク・大公園周辺地区

## 地区の方針

世界遺産の追加登録を目指す浦添グスクへの眺望景観を保全し、想定される緩衝地帯（バッファゾーン）においては、浦添グスクの麓にふさわしい落ち着いた落ち着きのあるまちなみの形成に努めます。

## 対象地域



- ・浦添グスクから眺望可能な概ね半径 1 km の範囲
  - ・浦添グスク及び伊祖グスクを含む市街化調整区域
  - ・第 1・2 種低層住居専用地域
  - ・第 1 種中高層住居専用地域を含む。
- (国道 330 号沿線、県道 153・241 号線沿線、浦添都市軸沿線(西原入口～安波茶)を除く。)



浦添グスクへの眺望景観



壁面緑化と広告物



琉球石灰岩で修景した塀と広告物

## 2) 西海岸周辺地区

## 地区の方針

海・空への眺望を保全し、自然環境と調和させることで、新たな顔となるウォーターフロントの創出及び賑わいのある空間の演出に努めます。

## 対象地域



- ・西海岸周辺地区（西海岸景観地区）
- ・カーミージー周辺地区



カーミージー周辺地区



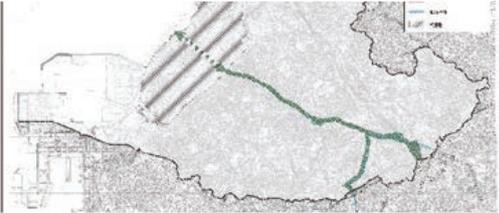
西海岸と大型商業施設

### 3) 浦添都市軸

#### 地区の方針

浦添市の顔となるシンボルロードでは、**浦添都市軸における各地域の特色を活かした賑わい空間の演出**に努めます。

#### 対象地域



- ・ 県道浦添西原線沿線（県道浦添西原線沿線 景観地区含む）
- ・ 沖縄都市モノレール沿線（国際センター線沿線等）



整備が進む県道浦添西原線沿線及び沖縄都市モノレール沿線



県道浦添西原線から西海岸方向を望む本市のシンボルロード



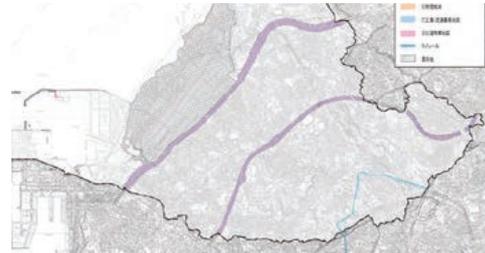
敷地緑化とシンプルな壁面広告物

### 4) 広域都市軸沿線地区

#### 地区の方針

商業及び企業活動の活性化を促すとともに、**広域的な連続性や個性を活かした空間の演出**に努めます。

#### 対象地域



- ・ 国道 58 号沿線
- ・ 国道 330 号沿線



大型商業施設等が立地する国道 58 号沿線



オフィスビル等が立地する国道 330 号沿線



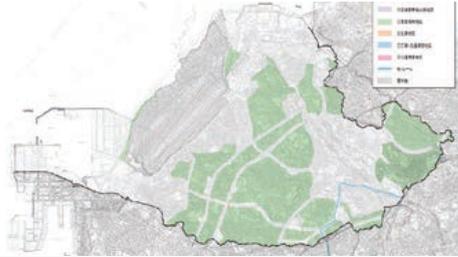
1960 年代のマチナト・商業エリア（外国商社資本の商業地域）の面影を残し観光客で賑わう飲食店

## 5) 住居専用地区

### 地区の方針

閑静な住宅地の良好な住環境を保全し、落ち着いたあるまちなみの形成に努めます。

### 対象地域



- ・第1・2種低層住居専用地域
- ・第1・2種中高層住居専用地域



閑静な住宅地が広がり奥には浦添グスク等の緑の稜線が見える



必要最小限にとどめて上品な雰囲気を出している飲食店

## 6) 住居地区

### 地区の方針

良好な住環境を保全し、賑わいの中にも、秩序が感じられる空間の演出に努めます。

### 対象地域



- ・第1・2種住居地域
- ・準住居地域
- ・近隣商業地域
- ・商業地域
- ・準工業地域



緑のトンネルとなる勢理客シーサー通り



起伏のある浦添パイプライン沿い



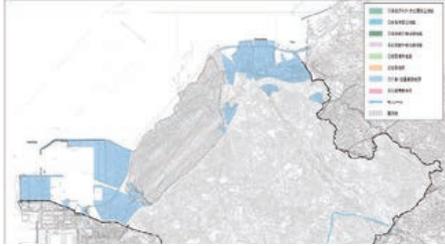
緑の街路樹とシンプルな壁面広告がお洒落を感じさせる美容室

## 7) 工業・流通業務地区

### 地区の方針

工業・流通施設における生産性及び、就業環境の向上をはかるとともに、まとまりのある空間の演出に努めます。

#### 対象地域



- ・ 準工業地域
- ・ 工業地域



県内大企業が立地する沖縄県卸商業団地内



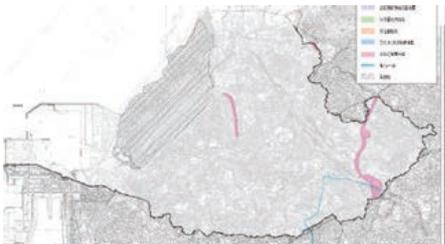
管理された緑化や統一性のある壁面広告物等（沖縄県卸商業団地内）

## 8) 沿道商業地区

### 地区の方針

商業活動の活性化及び集客力の向上、隣接する住宅地区に配慮するとともに、賑わいと活力のある空間の演出に努めます。

#### 対象地域



- ・ 商業地域（てだこ浦西駅周辺）
- ・ 市道サンパーク通り線沿線
- ・ 県道 241 号線沿線



大型商業施設が立地する市道サンパーク通り線沿線



テナントの広告物が1か所の壁面広告として集約されている大型商業施設（県道 241 号線沿線）



### 3 基準等について



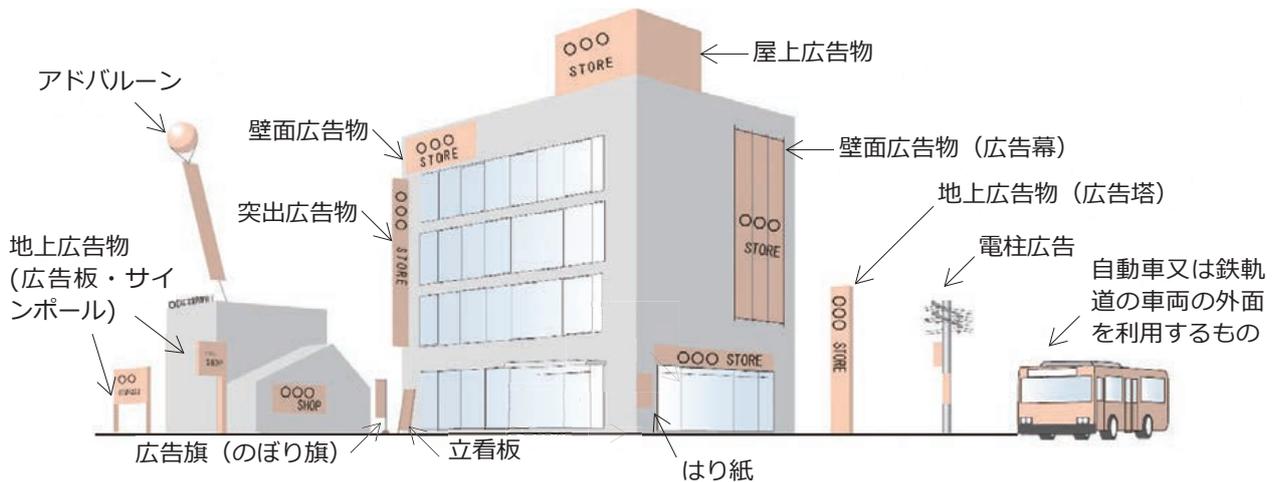
## 3 基準等について

### (1) 屋外広告物とは

#### 1) 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



#### 屋外広告物に該当するものの例

- ・ 電柱や塀に貼付けされたビラやチラシ
- ・ 自動車の車体広告
- ・ 電光掲示板
- ・ 自動販売機            など

#### 屋外広告物に該当しないものの例

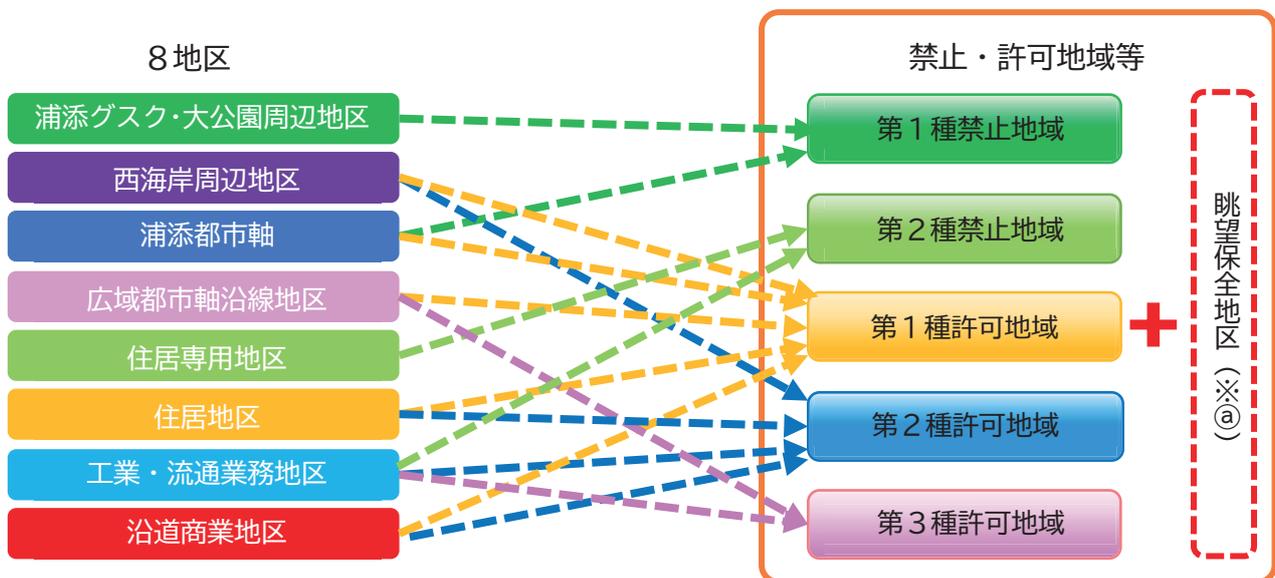
- ・ 街頭で配布されるビラやチラシ
- ・ 自動車やビルの窓ガラスの内側から外側に向けて表示された広告物
- ・ 駅等の改札口の内側の人に対して表示された改札口内側にある広告物
- ・ 音響による広告            など

## (2) 禁止地域・許可地域について

浦添市屋外広告物条例においては、市域を禁止地域（第1種・第2種）と許可地域（第1種・第2種・第3種）に分けており、それぞれの設置基準に適合した広告物は表示や掲出ができるようになっています。

また、禁止地域や許可地域にかかわらず、眺望点などから見える良好な眺めを阻害しないよう屋外広告物を規制及び誘導し、良好な眺望景観を保全する区域として、眺望保全地区（※㉑）を定めています。

なお、自家用広告物（※㉒）や管理用広告物（※㉓）で、広告物の面積が小さい場合などは、禁止地域と許可地域で許可を受けなくても広告物を表示できる場合があります。

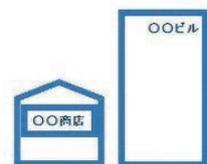


### ㉑ 眺望保全地区

- ・・・良好な眺望景観の保全が特に重要となる地域を「眺望保全地区」としている。指定した地区は、眺望点などから見える良好な眺めを阻害する屋外広告物を上乘せ基準として規制している。

### ㉒ 自家用広告物

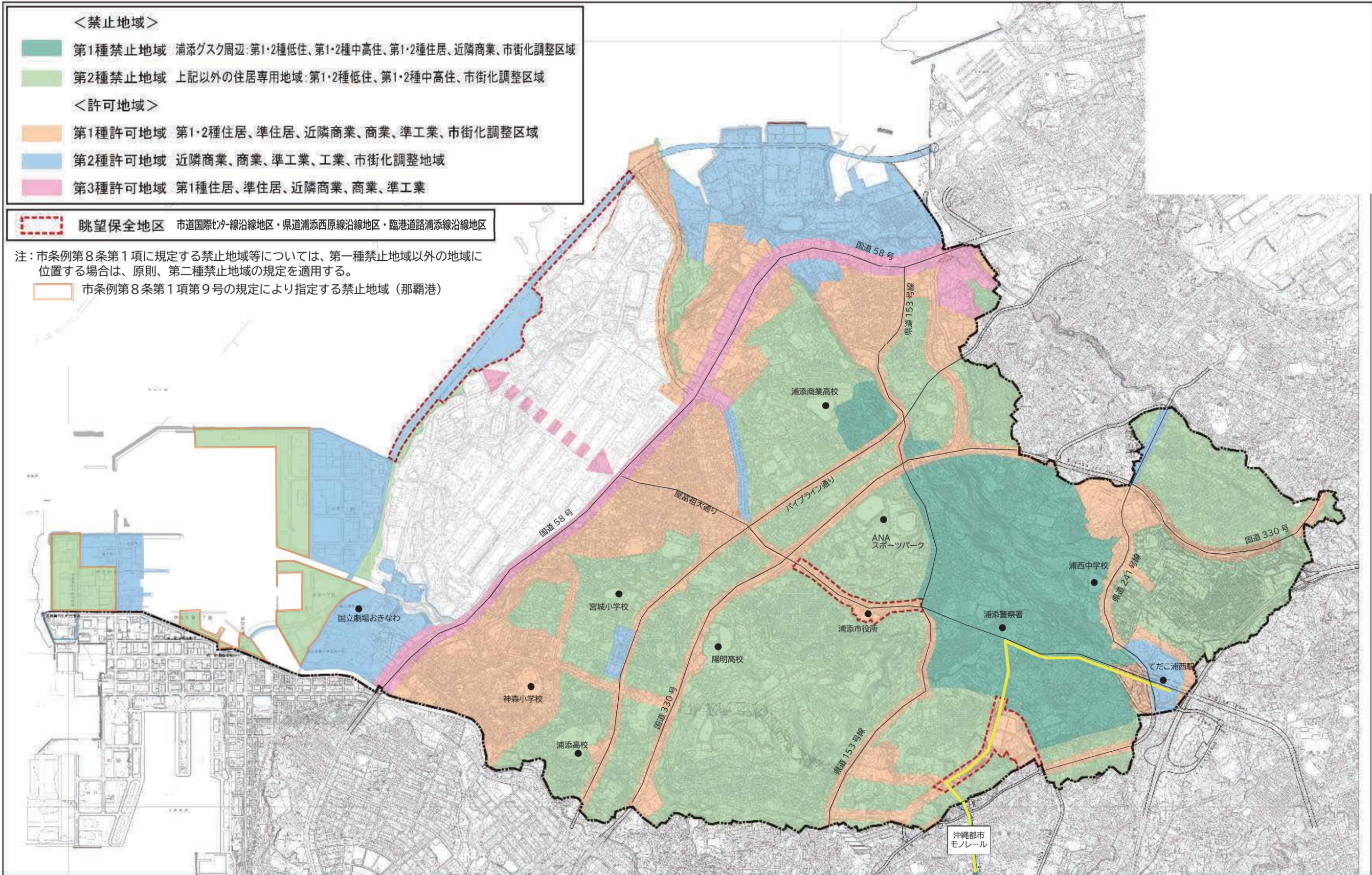
- ・・・自己の店舗や事業所等又はこれらの敷地に自己の名称や所在地、営業内容等を表示するもの。



### ㉓ 管理用広告物

- ・・・敷地及び建設物等に管理者又は所有者が、管理の必要に基づき表示するもの。





<禁止地域>

第1種禁止地域 浦添グスク周辺:第1・2種低住、第1・2種中高住、第1・2種住居、近隣商業、市街化調整区域

第2種禁止地域 上記以外の住居専用地域:第1・2種低住、第1・2種中高住、市街化調整区域

<許可地域>

第1種許可地域 第1・2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、市街化調整区域

第2種許可地域 近隣商業、商業、準工業、工業、市街化調整区域

第3種許可地域 第1種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業

眺望保全地区 市道国際外線沿線地区・県道浦添西原線沿線地区・臨港道路浦添線沿線地区

注:市条例第8条第1項に規定する禁止地域等については、第一種禁止地域以外の地域に位置する場合は、原則、第二種禁止地域の規定を適用する。

市条例第8条第1項第9号の規定により指定する禁止地域(那覇港)



## 1) 禁止地域について

禁止地域は、一部適用除外（自家用広告物・管理用広告物等 ※「(8) 適用除外について」参照）を除き、広告物の表示、又は掲出物件を設置できません。

また、屋外広告物の表示等を行う際は、原則、許可申請が必要です。（一部許可不要となる場合あり。 ※「(8) 適用除外について」参照）

禁止地域は、第1種禁止地域と第2種禁止地域に分かれています。

### ○禁止地域となる用途地域

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域（許可地域として市長が指定する区域を除く。）

#### 第1種禁止地域

浦添グスクへの眺望景観の保全及びその周辺の良い景観の形成を優先すべき地域又は場所として市長が指定する地域

#### 第2種禁止地域

第1種禁止地域以外の地域で、良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所

#### その他の禁止地域一覧

文化財保護法関連	国指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要文化財（建造物に限る。）及びその周囲で市長が指定する区域</li> <li>史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
	県指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形文化財（建造物に限る。）又は民俗文化財（建造物に限る。）及びその周囲で市長が指定する区域</li> <li>史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
	市指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
道路、軌道関連		道路又は軌道で市長が指定する区間 道路又は軌道に接続する地域で市長が指定する区域
その他		都市公園の区域 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、美術館、体育館及び病院の建造物並びに敷地 古墳、墓地及びこれらの周囲で市長が指定する区域 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で市長が指定する区域 景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域

## 2) 許可地域について

許可地域は、屋外広告物の種類等にかかわらず許可を受けた場合において、屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置することができます。(一部許可不要となる場合あり。※「(8)適用除外について」参照)

許可地域とは、禁止地域等以外の地域又は場所を除いた地域となります。

### 第1種許可地域

住環境に配慮して良好な景観の形成を優先し、産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所

### 第2種許可地域

都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域に含まれる地域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所

### 第3種許可地域

良好な景観形成及び産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所

### 眺望保全地区

眺望点などから見える良好な眺めを阻害する屋外広告物を規制し、良好な眺望景観を保全する地区です。3地区を設定しており、屋上広告物、壁面広告物、地上広告物について規制を行います。

- 市道国際センター線沿線地区

第一種禁止地区に隣接しており、新たな視点場となるモノレールの車窓から望む浦添城跡や西海岸への眺望を確保したい地区

#### 【屋外広告誘導の基本方針(基本構想)】

- ・モノレールの車窓から望む浦添城跡や西海岸への眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。
- ・モノレールの車窓から望む浦添城跡への眺望を阻害しないよう地上広告物の高さを規制する。
- ・浦添グスクの麓にふさわしい落ち着いた落ち着きのあるまちなみの形成に努める「浦添グスク・大公園周辺エリア」に調和した意匠とする。

- 県道浦添西原線沿線地区

本市のシンボルロードである県道浦添西原線の道路から、傾斜の地形を活かした西海岸方面の海への眺望を確保したい地区

【屋外広告誘導の基本方針(基本構想)】

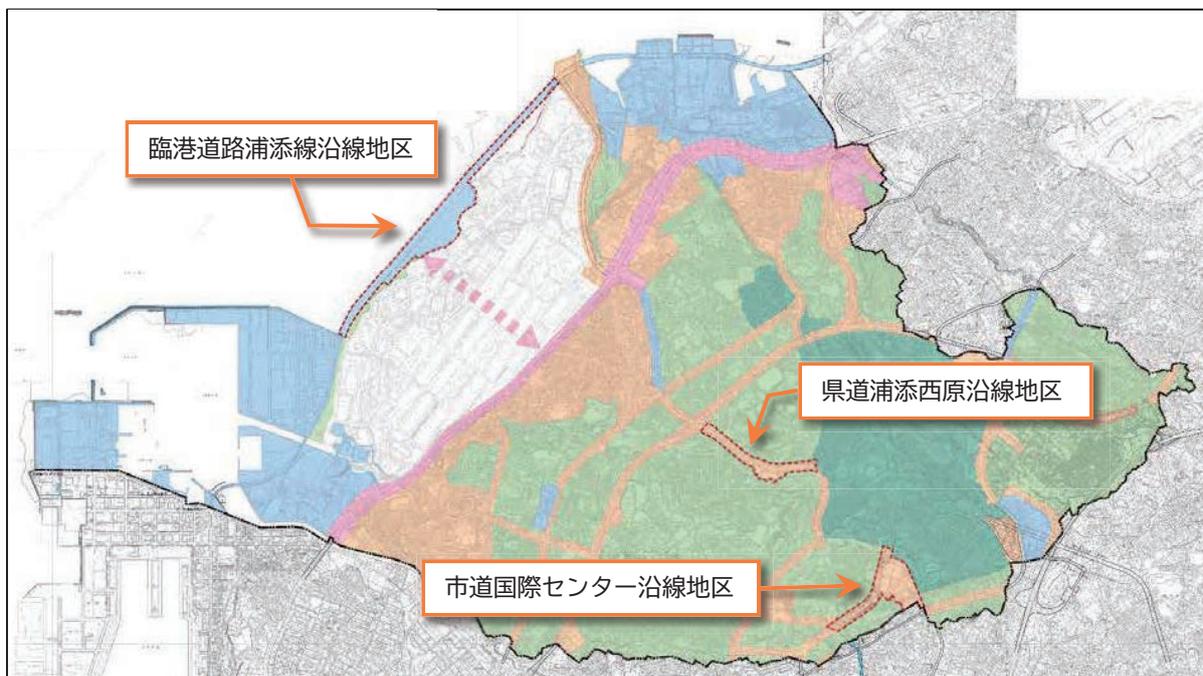
- ・傾斜の地形を活かした西海岸方面の海への眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。
- ・傾斜の地形を活かした西海岸方面の海への眺望を阻害しないよう地上広告物の高さを規制する。
- ・本市のシンボルロードとしての沿道景観にふさわしい調和のとれた意匠とするよう努める。

- 臨港道路浦添線沿線地区

自然の海岸が一部残る西海岸に位置し、臨港道路浦添線沿線の道路からサンセットや水平線等の海への眺望を確保したい地区

【屋外広告誘導の基本方針(基本構想)】

- ・臨港道路浦添線沿線の道路からサンセットや水平線等の海への眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。
- ・臨港道路浦添線沿線の道路からサンセットや水平線等の海への眺望を阻害しないよう地上広告物の高さを規制する。
- ・海辺の自然環境と調和のとれた意匠とするよう努める。



### (3) 共通基準について

禁止地域や許可地域、眺望保全地区及び広告物の種類等にかかわらず、全ての広告物が以下の基準に適合しなければいけません。ただし、地域・地区別の基準において特別な基準がある場合は、その限りではありません。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">良好な景観形成又は風致の維持に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩及び意匠等が、周囲の景観又は環境と調和していること。</li> <li>・ 広告物等の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。</li> <li>・ 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周囲の景観又は風致を害しないこと。</li> <li>・ 電光表示広告物及びその他可変式照明（ネオン、LED ランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明滅及び照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあつては、周辺の景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示及び点滅の速度は緩やかなものとする事。</li> <li>・ 広告物等を表示しない裏面、側面、脚部等の部分についても、良好な景観の形成及び風致の維持に配慮されたものであること。</li> <li>・ 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公衆に対する危害防止に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の材質は、腐食、腐朽又は破損しにくいものを使用し、かつ、その構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。</li> <li>・ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又は幻惑させる等により道路交通に影響を与えないものであること。</li> <li>・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。</li> </ul>

(4) 各地域の基準について

1) 各地域基準一覧表

地区区分	禁止地域		許可地域			眺望保全地区		
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	市道国際センター沿線地区 県道浦添西原線沿線地区	臨港道路浦添線沿線地区	
対象	浦添グスク・大公園周辺の市街化調整区域、第1・2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観地区、高度地区、沖縄都市モノレール沿線地域等	左記以外の第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域	第1・2種住居地域、準住居地域(国道330号沿線、経塚)、県道浦添西原線沿線地域(大平インターチェンジ～屋富祖大通り)	準工業・工業地域、市道(サンパーク通り)の一部、てだこ浦西駅周辺の一部、県道241号線沿道の一部、パイプライン沿道(内間)の一部	国道58号沿線、市道(サンパーク通り)の一部、国道58号沿道近く(牧港)	沖縄都市モノレール沿線(国際センター線沿線等)、県道浦添西原線(安波茶交差点～大平交差点)	西海岸周辺地区(西海岸景観地区)	
一般広告物	・設置・表示の不可	・設置・表示の不可	・許可基準に準じて設置・表示の可	・許可基準に準じて設置・表示の可	・許可基準に準じて設置・表示の可	・許可基準に準じて設置・表示の可	・許可基準に準じて設置・表示の可	
色彩基準	原則彩度10以下。※ただし、表示面積が3㎡以下、又は彩度を越える部分が表示面積の2/3以下の場合はこの限りではない	・基準なし ※ただし、共通許可基準あり	基準なし ※ただし、共通許可基準あり	基準なし ※ただし、共通許可基準あり	基準なし ※ただし、共通許可基準あり	市道国際センター線沿線地区あり ※基準内容は第1種禁止地域参照 ※共通許可基準あり	基準なし ※ただし、共通許可基準あり	
自家用 広告物	●屋上 広告物	面積	・表示不可	・1面20㎡以下	・1面30㎡以下	・1面50㎡以下	・1面80㎡以下 (表示面積の合計200㎡以下)	・表示不可
		高さ	・ただし、高架水槽に表示する5㎡以下の自家用広告物(建物名称)は除く ・高架水槽に表示する自家用広告物は電光表示広告物ではないこと	・3.5m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/4以下 ・建築物の壁面の垂直面を越えて、外側に突出しないこと	・5.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/3以下	・5.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/3以下	・10m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/3以下	
	設置数	・建築物1棟につき原則1基	・建築物1棟につき原則1基	・建築物1棟につき原則1基	・建築物1棟につき原則1基	・建築物1棟につき原則1基	・表示不可	
	●壁面 広告物	面積	・1壁面における表示面積の合計が20㎡以下かつ当該壁面面積の1/4以下 ・壁面の外郭線からは突出しないこと※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる ア.広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下、かつ50cm以下 イ.電光表示広告物ではないこと ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個以下	・1壁面における表示面積の合計が20㎡以下かつ当該壁面面積の1/4以下 ・壁面の外郭線からは突出しないこと※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる ア.広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下、かつ50cm以下 イ.電光表示広告物ではないこと ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個以下	・1壁面における表示面積の合計が30㎡以下かつ当該壁面面積の1/3以下	・1壁面における表示面積の合計が50㎡以下かつ当該壁面面積の1/3以下		・1壁面における表示面積の合計が70㎡以下かつ当該壁面面積の1/2以下
●突出 広告物	面積	・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)	・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)	・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)	・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)	・1事業所等における表示面積の合計が30㎡以下(1面15㎡以下)	・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)	・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)
	高さ	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上	・広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上、道路上4.5m以上
	突出幅	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)	・突出幅1.5m以内(路端から1m以内)
	その他	・壁面の上端を超えないこと ・電光表示広告物ではないこと	・壁面の上端を超えないこと ・電光表示広告物ではないこと	・壁面の上端を超えないこと	・壁面の上端を超えないこと	・壁面の上端を超えないこと	・壁面の上端を超えないこと ・電光表示広告物ではないこと	・壁面の上端を超えないこと
●地上 広告物 (野立 広告・ 広告 板・サ インボ ール)	面積	・表示面積の合計は、1面10㎡以下かつ合計20㎡以下(1基あたり)	・表示面積の合計は、1面10㎡以下かつ合計20㎡以下(1基あたり)	・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)	・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)	・表示面積の合計は、1面30㎡以下かつ合計60㎡以下(1基あたり)	・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)	・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)
	高さ	・10m以下(上端)	・10m以下(上端)	・13m以下(上端)	・15m以下(上端)	・15m以下(上端)	・市道国際センター線沿線地区 ・10m以下(上端) ●県道浦添西原線沿線地区 ・13m以下(上端)	・5m以下(上端)
	設置数	・1基以下(管理広告物は除く)	・1基以下(管理広告物は除く)	・4基以下(管理広告物は除く)	・4基以下(管理広告物は除く)	・4基以下(管理広告物は除く)	・1基以下(管理広告物は除く)	・1基以下(管理広告物は除く)
●電光表示 広告物	面積	・1面3㎡以下かつ合計6㎡以下 ・設置数は、原則1基	・1面3㎡以下かつ合計6㎡以下 ・設置数は、原則1基	・表示面積合計：18㎡以下	・表示面積合計：18㎡以下	・表示面積合計：30㎡以下 ・設置数は、原則2基	・1面3㎡以下かつ合計6㎡以下 ・設置数は、原則1基	・表示面積合計：18㎡以下 ・設置数は、原則1基



## 2) 各地域の基準について

第1種  
禁止地域

地区の方針 ※その他に、「③浦添都市軸沿線地区」の地区の方針がある。

世界遺産の追加登録を目指す浦添グスクへの眺望景観の保全や、浦添グスク周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）の良好な景観形成の観点から、浦添グスクを身近に感じ、落ち着いたあるまちなみの形成に努めます。

## 対象地域

■一般広告物:設置・表示 不可 ■色彩規制:あり P.28-29 参照

浦添グスク・大公園周辺の市街化調整区域、第1・2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観地区、高度地区、沖縄都市モノレール沿線地域 等

(国道330号沿線、県道153・241号線沿線、浦添都市軸沿線(西原入口～安波茶)を除く)

## 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が20㎡以下かつ当該壁面面積の1/4以下
- ・壁面の外郭線からは突出しないこと
- ※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる
- ア.広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下、かつ50cm以下
- イ.電光表示広告物ではないこと
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。

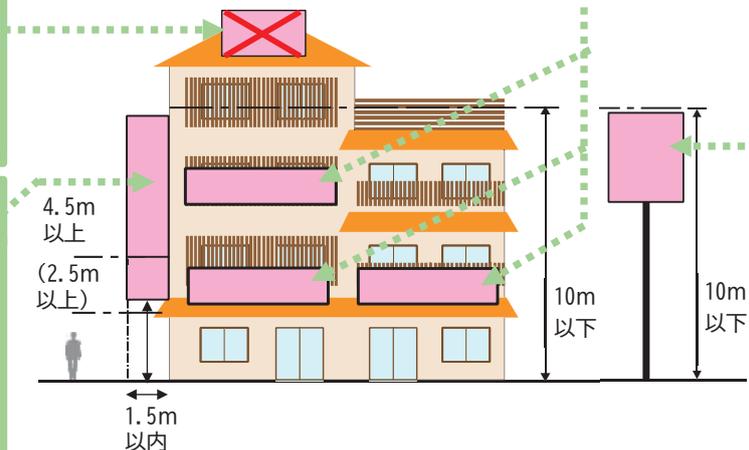


## 【屋上広告物】

- ・表示不可
- ・ただし、高架水槽に表示する5㎡以下の自家用広告物(建物名称)は除く
- ・高架水槽に表示する自家用広告物は電光表示広告物ではないこと

## 【突出広告物】

- ・表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)
- ・突出幅は、壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1mを超えないもの
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上(歩道上の場合は2.5m以上)
- ・壁面の上端を超えないこと
- ・電光表示広告物ではないこと



## 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、1面3㎡以下、かつ合計6㎡以下
- ・設置数は、1基まで

## 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面10㎡以下かつ合計20㎡以下(1基あたり)
- ・設置数は1基以下(管理広告物は除く)
- ・広告物上端の高さは地上から10m以下

## 第2種 禁止地域

### 地区の方針

閑静な住宅地の良好な住環境を保全する観点から、落ち着いたあるまちなみの維持・保全に努めます。(⑤住居専用地区)

### 対象地域

■一般広告物:設置・表示 不可 ■色彩規制:なし(共通許可基準 P.16 参照)

第1種禁止地域以外の第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域

### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が20㎡以下かつ当該壁面面積の1/4以下
  - ・壁面の外郭線からは突出しないこと
- ※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる
- ・広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下、かつ50cm以下
  - ・電光表示広告物ではないこと
  - ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。

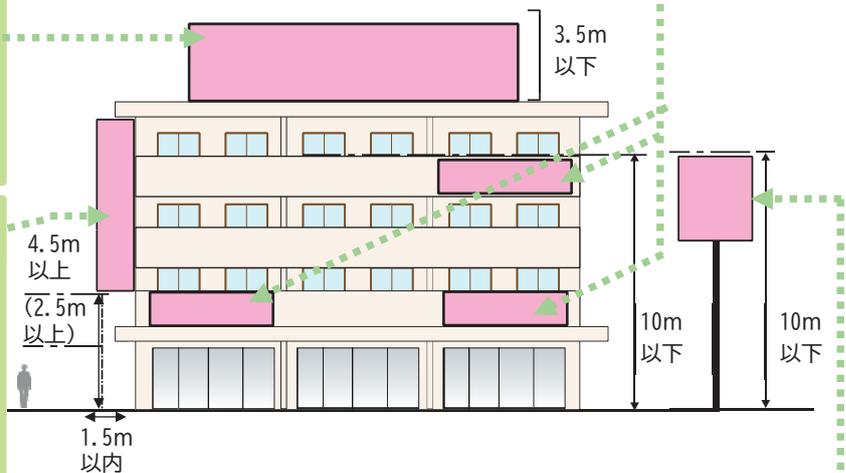


### 【屋上広告物】

- ・表示面積は20㎡以下
- ・広告物の高さは3.5m以下かつ地上から地上からそれを設置する箇所までの高さの1/4以下
- ・建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出ていないこと
- ・建築物1棟につき原則1基

### 【突出広告物】

- ・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)
- ・突出幅は、壁面から1.5m以下とし、かつ道路境界線から1mを超えないもの
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上(歩道上の場合は2.5m以上)
- ・壁面の上端を超えないこと
- ・電光表示広告物ではないこと



### 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、1面3㎡以下、かつ合計6㎡以下
- ・設置数は、1基まで

### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面10㎡以下かつ合計20㎡以下(1基あたり)
- ・設置個数は1基以下(管理広告物は除く)
- ・広告物上端の高さは地上から10m以下

## 第1種

### 許可地域

#### 地区の方針

中高層の住宅地に店舗・事務所の併用や低層の商業施設が混在しています。主に住宅地の良好な住環境を保全する観点から、賑わいの中にも、秩序が感じられるまちなみの形成に努めます。(⑥住居地区)

※その他に、「②西海岸周辺地区」、「③浦添都市軸沿線地区」、「④広域都市軸沿線地区」の地区の方針がある。

#### 対象地域

■一般広告物:設置・表示可 ■色彩規制:なし(共通許可基準 P.16 参照)

第1・2種住居地域、準住居地域(国道330号沿線、経塚)、県道浦添西原線沿線地域(大平インターチェンジ~屋富祖大通り)

#### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が30㎡以下かつ当該壁面面積の1/3以下
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個まで

#### 【屋上広告物】

- ・広告物の表示面積は1面30㎡以下
- ・広告物の高さは5.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/3以下
- ・建築物1棟につき原則1基

#### 【突出広告物】

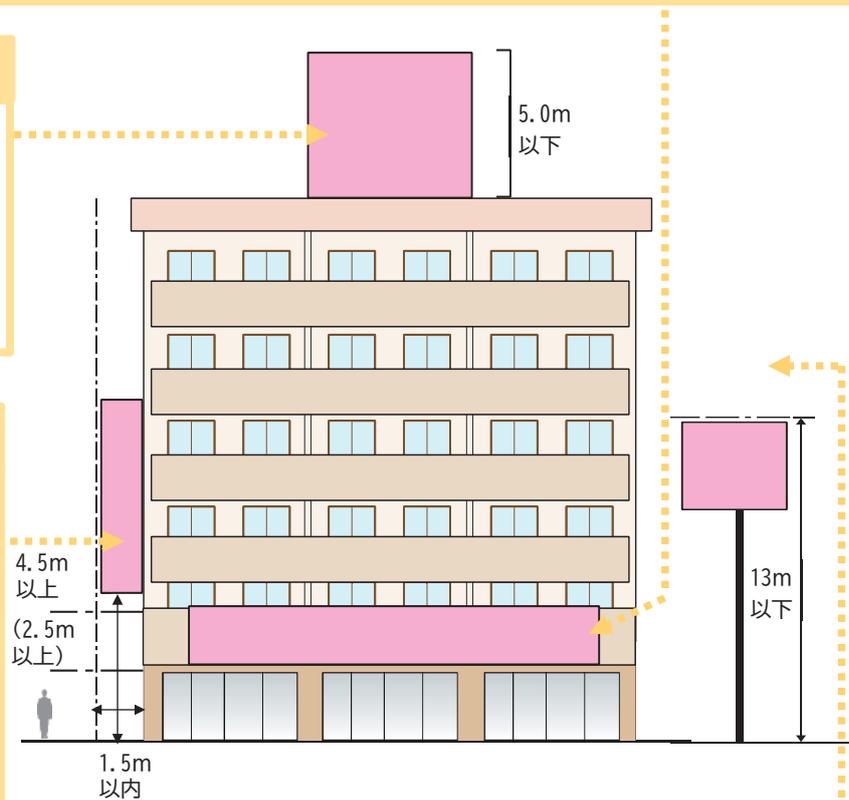
- ・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)
- ・突出幅は、壁面から1.5m以内(路端から1m以内)
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上(歩道上の場合は2.5m以上)
- ・壁面の上端を超えないこと

#### 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、合計18㎡以下

#### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)
- ・設置数は4基以下(管理広告物は除く)
- ・広告物上端の高さは地上から13m以下



## 第2種

許可地域

地区の方針

工業・流通施設等が集積しており、生産性及び就業環境の向上の観点から、まとまりのある工業・流通業務地のまちなみの形成に努めます。(⑦工業・流通業務地区)

対象地域

■一般広告物:設置・表示可 ■色彩規制:なし(共通許可基準 P.16 参照)

準工業・工業地域、市道(サンパーク通り)の一部、たご浦西駅周辺の一部、県道241号線沿線の一部、パイプライン沿線(内間)の一部

### 【屋上広告物】

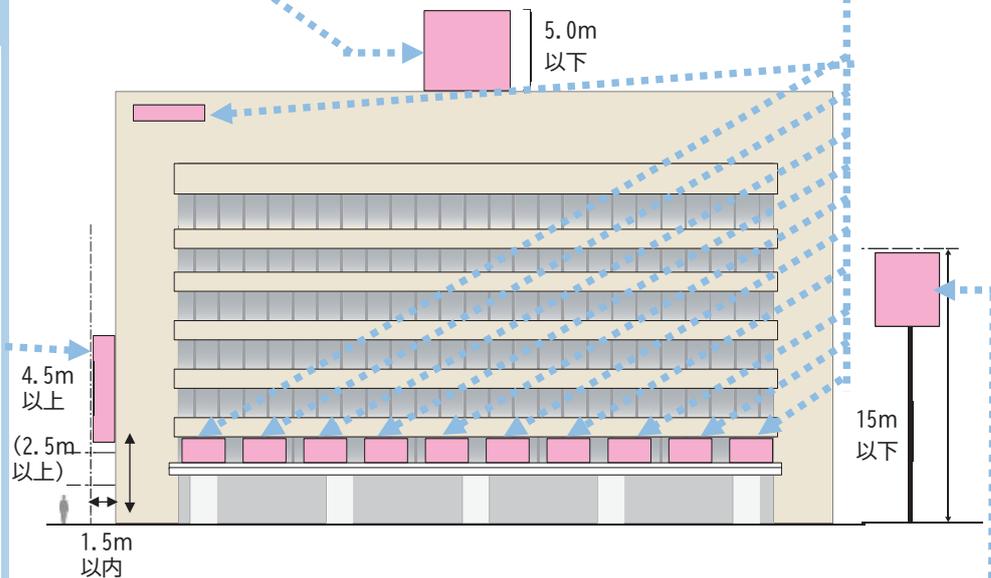
- ・ 広告物の表示面積は1面 50㎡以下
- ・ 広告物の高さは5.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/3以下
- ・ 建築物1棟につき原則1基

### 【壁面広告物】

- ・ 1壁面における表示面積の合計が50㎡以下かつ当該壁面面積の1/3以下
- ・ 1壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下

### 【突出広告物】

- ・ 1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)
- ・ 突出幅は、壁面から1.5m以内(路端から1m以内)
- ・ 道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上(歩道上の場合は2.5m以上)
- ・ 壁面の上端を超えないこと



### 【電光表示広告物】

- ・ 広告物の表示面積は、合計18㎡以下

### 【地上広告物】

- ・ 表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)
- ・ 設置数は4基以下(管理広告物は除く)
- ・ 広告物上端の高さは地上から15m以下

## 第3種

許可地域

地区の方針

商業・業務施設等が集積しており、商業活動等の活性化及び集客力の向上の観点から、個性的で賑わいと活力のある商業・業務地のまちなみの形成に努めます。(◎工業・流通業務地区)

対象地域

■一般広告物:設置・表示可 ■色彩規制:なし(共通許可基準 P.16 参照)

・国道 58 号沿線、市道(サンパーク通り)の一部、国道 58 号沿道近く(牧港)

### 【屋上広告物】

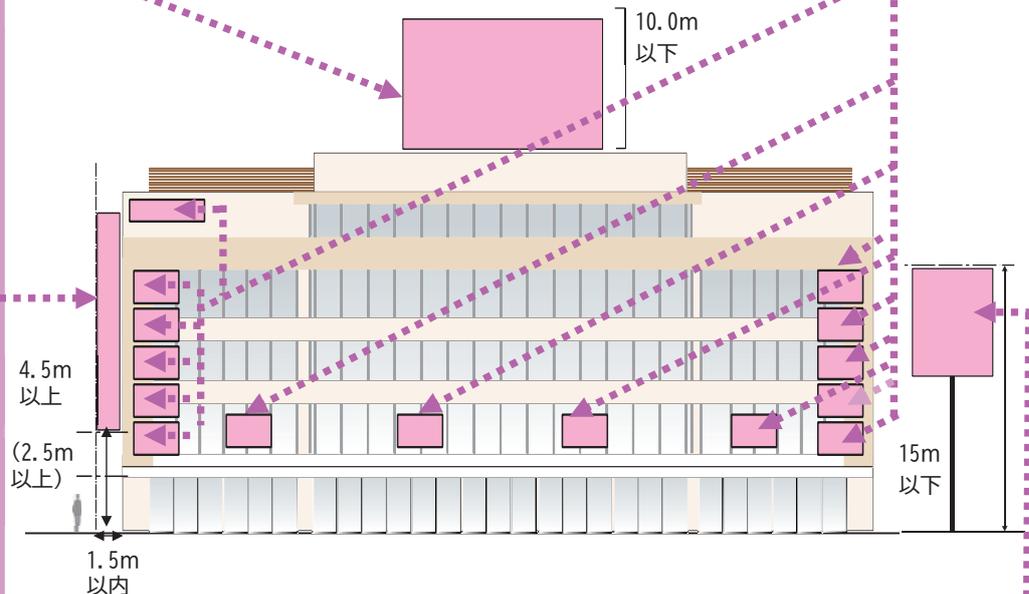
- ・ 広告物の表示面積は 1 面 80 m<sup>2</sup>以下 (表示面積の合計 200 m<sup>2</sup>以下)
- ・ 広告物の高さは 10m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/3 以下
- ・ 建築物 1 棟について原則 1 基

### 【壁面広告物】

- ・ 1 壁面における表示面積の合計が 70 m<sup>2</sup>以下かつ当該壁面面積の 1/2 以下
- ・ 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は 2 個以下

### 【突出広告物】

- ・ 1 事業所等における表示面積の合計が 30 m<sup>2</sup>以下 (1 面 15 m<sup>2</sup>以下)
- ・ 突出幅は、壁面から 1.5m以内 (路端から 1m以内)
- ・ 道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は 4.5 m 以上 (歩道上の場合は 2.5m以上)
- ・ 壁面の上端を超えないこと



### 【電光表示広告物】

- ・ 広告物の表示面積は、合計 30 m<sup>2</sup>以下
- ・ 設置数は、原則 2 基以下

### 【地上広告物】

- ・ 表示面積の合計は、1 面 30 m<sup>2</sup>以下かつ合計 60 m<sup>2</sup>以下 (1 基あたり)
- ・ 設置数は 4 基以下 (管理広告物は除く)
- ・ 広告物上端の高さは地上から 15m以下

## 眺望保全地区

市道国際センター  
線沿線地区  
県道浦添西原線  
沿線地区

## 地区の方針

沖縄都市モノレール延長に伴う新たな視点場や浦添グスク等への眺望景観の保全の観点から、浦添グスクの麓にふさわしいまちなみ形成に努めます。また、本市の顔となるシンボルロードでは、浦添都市軸における各地域の特色を活かした賑わい空間の演出に努めます。(②浦添都市軸沿線地区)

## 対象地域

■一般広告物:設置・表示可 ■色彩規制:一部あり P.28-29 参照

沖縄都市モノレール沿線(国際センター線沿線等)、県道浦添西原線(安波茶交差点~大平交差点)

## 【壁面広告物】

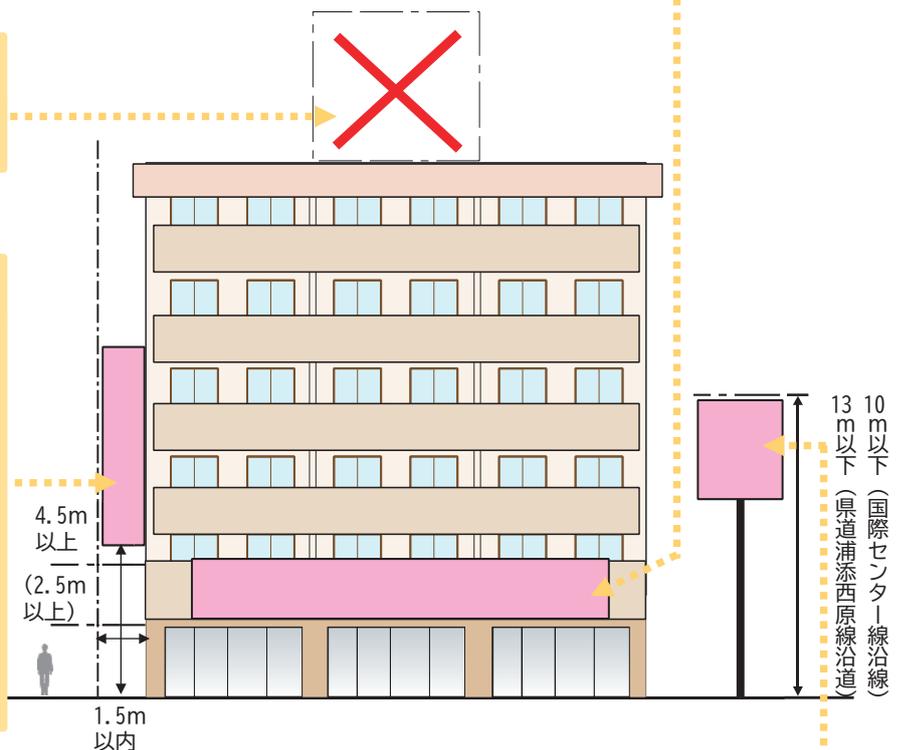
- ・ 1 壁面における表示面積の合計が 30 m<sup>2</sup>以下かつ当該壁面面積の 1/3 以下
- ・ 壁面の外郭線からは突出しないこと
- ※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる
  - ア. 広告物の最上部が地上 10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの 1/2 以下かつ 50 cm以下
  - イ. 電光表示広告物ではないこと
- ・ 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は 1 個まで

## 【屋上広告物】

- ・ 表示不可

## 【突出広告物】

- ・ 1 事業所等における表示面積の合計が 20 m<sup>2</sup>以下(1面 10 m<sup>2</sup>以下)
- ・ 突出幅は、壁面から 1.5m以内(路端から 1m以内)
- ・ 道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は 4.5m以上(歩道上の場合は 2.5m以上)
- ・ 壁面の上端を超えないこと
- ・ 電光表示広告物ではないこと



## 【電光表示広告物】

- ・ 広告物の表示面積は、1面 3 m<sup>2</sup>以下、かつ合計 6 m<sup>2</sup>以下
- ・ 設置数は、1基まで

## 【地上広告物】

- ・ 表示面積の合計は、1面 15 m<sup>2</sup>以下かつ合計 30 m<sup>2</sup>以下(1基あたり)
- ・ 設置数は1基まで(管理広告物は除く)
- ・ 広告物上端の高さは地上から国際センター線沿線 10m以下  
県道浦添西原線沿線 13m以下

## 眺望保全地区

〔臨港道路浦添線  
沿線地区〕

### 地区の方針

新たな顔となるウォーターフロント景観の創出や、海・空への眺望景観の保全の観点から、海に開けた開放性と賑わいのある都市空間の形成に努めます。(②西海岸周辺地区)

### 対象地域

■一般広告物:設置・表示 可 ■色彩規制:なし(共通許可基準 P.16 参照)

・西海岸周辺地区(西海岸景観地区)

### 【屋上広告物】

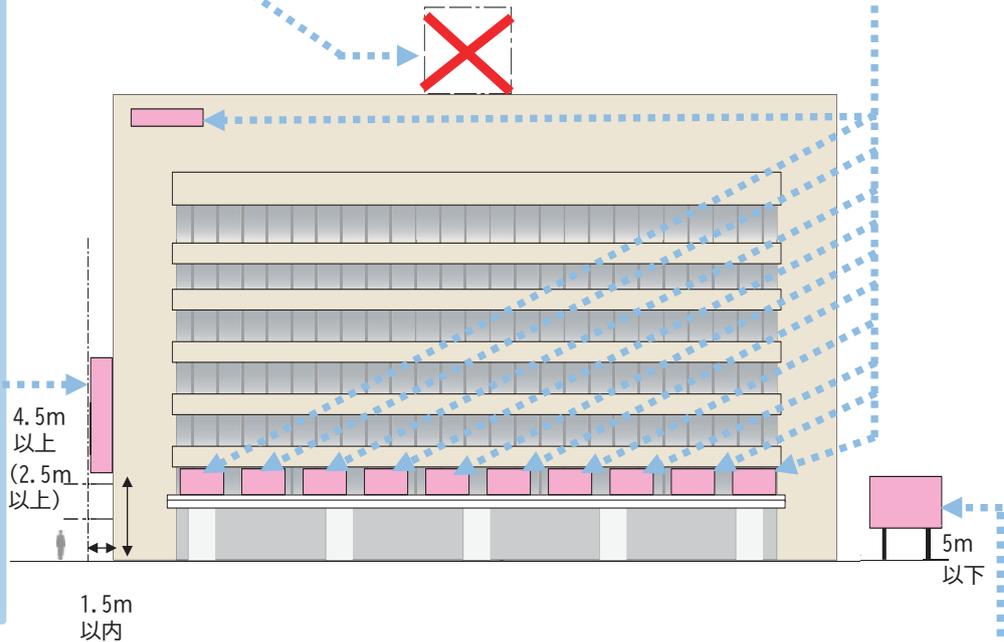
・表示不可

### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が50㎡以下かつ当該壁面面積の1/3以下
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下

### 【突出広告物】

- ・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下(1面10㎡以下)
- ・突出幅は、壁面から1.5m以内(路端から1m以内)
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上(歩道上の場合は2.5m以上)
- ・壁面の上端を超えないこと



### 【電光表示広告物】

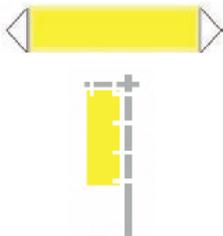
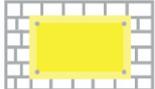
- ・広告物の表示面積は、合計18㎡以下
- ・設置数は、1基まで

### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下(1基あたり)
- ・設置数は1基まで(管理広告物は除く)
- ・広告物上端の高さは地上から5m以下

## (5) その他の屋外広告物の基準について

種 類	規格基準（各地域共通）
電柱を利用するもの 	(1) 広告物の個数は、電柱1本について、突出広告、巻き付け広告又は直塗広告ともに各1個とすること。ただし、角鉄柱においてこれらを表示し、又は設置する場合は、2面とすること。 (2) 路面から、巻き付け広告又は直塗広告の下端までの高さは1.2メートル以上とすること。 (3) 広告物の大きさは、突出広告にあつては横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下、巻き付け広告にあつては縦1.2メートル以下、はり付け広告及び直塗広告にあつては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下とすること。 (4) 路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。取り付け方向は歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として路端側とすること。
街灯柱を利用するもの 	(1) 広告物は、街灯柱1本につき1個までとし、柱には巻き付け広告又は直塗広告は表示しないこと。 (2) 原則として規格を統一することとし、その大きさは一面の表示面積が0.3平方メートル以下とすること。 (3) 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。
はり紙及びはり札等	(1) 表示面積は、原則として1平方メートル以下とすること。 (2) 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下とすること。
立看板等 	(1) 大きさは、幅1メートル以下、長さ2メートル以下とし、脚の長さは0.5メートル以下とすること。 (2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直にすること。 (3) 信号機、主要な交差点（幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。）の角、道路標識（主要な交差点から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。）及び道路反射鏡から、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。

種 類	規格基準（各地域共通）
アーチ広告 	(1) アーチ広告の設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域とすること。アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (2) アーチ広告の一面の表示面積は、30平方メートル以下とすること。
広告幕（横断幕、懸垂幕等）及び広告旗 	(1) 広告幕は、幅 1.8メートル以下、長さ 20メートル以下とすること。 (2) 広告旗は、横 1メートル以下、縦 5メートル以下とすること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では 4.5メートル以上とすること。 (4) 道路を横断する広告幕にあつては、信号機、主要な交差点、道路標識及び道路反射鏡からそれぞれ 10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
塀又は垣広告 	(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の 2分の1以下で、かつ、20平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、塀又は垣の 1面につき 3個以下とすること。
気球広告 	(1) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50メートル以下とすること。 (2) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触するおそれのないようにすること。 (3) 広告面にネットを使用すること。

## (6) 色彩基準について

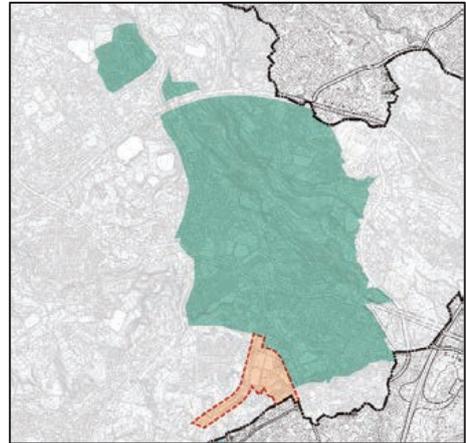
浦添市の屋外広告物の色彩規制については、世界遺産の追加登録を目指す浦添城跡への眺望景観の保全や、浦添城跡周辺の良好な景観形成の観点から基準を設けています。

### 1) 規制対象区域について

規制対象区域は、浦添城跡周辺の第1種禁止地域、眺望保全地区（市道国際センター沿線地区）とします。

同地区の方針は、浦添グスクを身近に感じ、落ち着きのあるまちなみの形成や浦添グスクの麓にふさわしいまちなみ形成に努めることとしているため、対象区域としています。

■規制対象区域



### 2) 対象区域の色彩基準について

浦添グスク周辺エリア等の各方針を踏まえつつ、以下の3つの項目について配慮し、色彩を決めましょう。

#### ■配慮事項

- ①浦添城跡などの歴史的なまちなみへの配慮
- ②緑の両翼などのまとまった緑や牧港川といった自然環境への配慮
- ③市シンボルロードやモノレール沿線などの賑わい空間への配慮

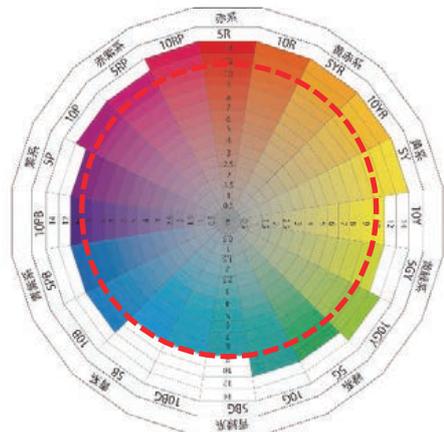
#### ■色彩基準

### 1. 原則、彩度 10 以下とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ①屋外広告物の表示面積が 3㎡以下の場合
- ②彩度を超える部分が表示面積の 2/3 以下の場合

浦添グスク周辺は、浦添市内においても緑などの自然が多い地域です。自然環境色の中で樹木の緑は彩度 6～7 程度とされています。屋外広告物の役割も踏まえた上で、極端に鮮やかな色（高彩度）は避けましょう。

■マンセル色相環図（彩度 10 以下）



### 3) 色彩に関する配慮について

屋外広告物は、店舗や企業等のシンボルであり、ブランドや商品などのメッセージを伝えるためのコミュニケーション手段のツール（道具）です。

周囲の景観に配慮しながら、より多くの人へ的確にメッセージを伝えるため、色彩は効果的に使いましょう。

#### ■配慮事項

- ・高彩度色を使用する場合は、周囲の景観と調和するよう色の組み合わせや使用面積に配慮しましょう。
- ・色数は白を除き3色程度としましょう。
- ・色の性質を生かした配色としましょう。

鮮やかな色彩は、高彩度色と言われ、目立ちやすい性質にあります。組み合わせ等により周囲のまちなみとの調和がとれず、連続性が失われてしまうことがあります。

また、不必要に色を多用すると見づらく、必要な情報が伝わりにくくなります。ポスター等のデザインは、背景（地色）や文字（図色）も含めて3～4色が推奨されており、すっきりとした印象となるようにしましょう。

さらに、人によっては、同じ彩度・明度だと見分けることが難しい場合があります。色によって誘目性や視認性といった性質を持つため、色の性質を活かし、どのような人にも伝わるよう明度差や彩度差、形状の違い等を工夫しましょう。

派手な色に頼らず、白黒でも情報が伝わるような内容、デザインにすることが望まれます。

#### ■色数を抑えた改善イメージ



#### ■歩行者からみたイメージ（左）と 車両からみたイメージ（右）



色覚のタイプによる色の見え方のちがい

C型				P型				D型			
青	紫	水色	ピンク	青	紫	水色	ピンク	青	紫	水色	ピンク
明るい灰色	濃い水色	灰色	濃い緑	明るい灰色	濃い水色	灰色	濃い緑	明るい灰色	濃い水色	灰色	濃い緑
濃緑	茶色	濃い赤	黄げ茶	濃緑	茶色	濃い赤	黄げ茶	濃緑	茶色	濃い赤	黄げ茶
赤	緑	黄色	黄緑	赤	緑	黄色	黄緑	赤	緑	黄色	黄緑
明るい茶色	オレンジ	明るい緑		明るい茶色	オレンジ	明るい緑		明るい茶色	オレンジ	明るい緑	

↑同じ色でも見え方に違いがある

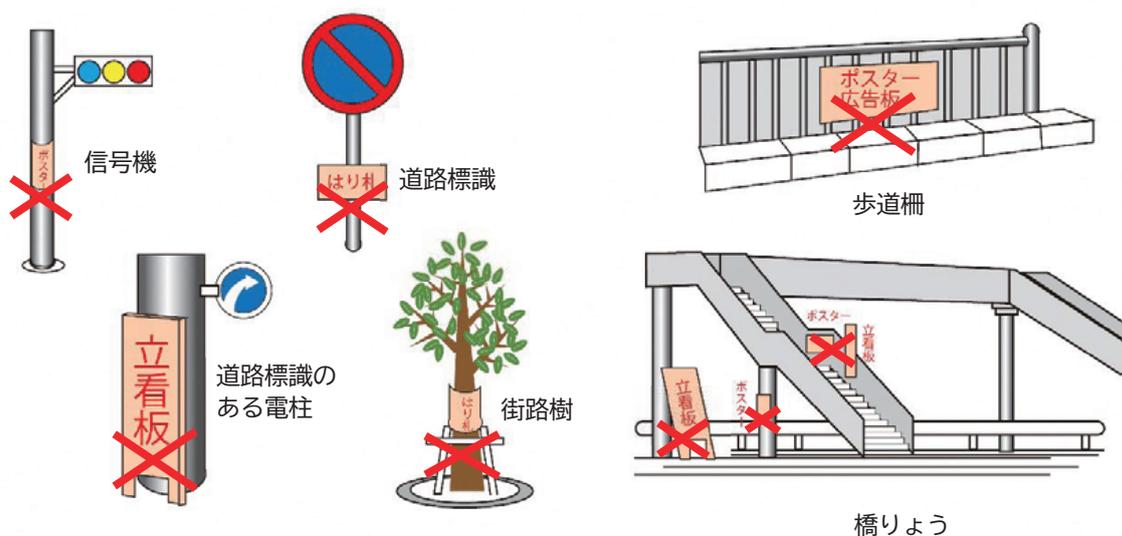
## (7) 禁止物件・禁止広告物について

### 1) 禁止物件

これらの物件には、原則として広告物を表示することはできません。ただし、適用除外(P.32-33 参照)となる場合は表示できます。

- (1) 橋りょう、トンネル、歩道橋、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路反射鏡、歩道柵、駒止めの類及び里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観重要建造物及び景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指定する物件
- (13) 道路の路面

#### <禁止物件の例>



## 2) 禁止広告物

これらの広告物を表示することはできません。

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用するもの  
(ただし、保安上の観点から使用したものは除く)



## (8) 適用除外について

社会生活を営むうえで最小限必要な一定の広告物については、屋外広告物の規制のうち一定の事項の適用が除外となります。

【凡例：表示できる○ 表示できない×】

許可の要・不要	規制を受けない広告物の内容	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
許可不要 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）その他法令の規定により表示、又は設置する広告物等 ※各法令規定に適合している場合</li> <li>○国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等</li> </ul>	○	○
許可不要  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用広告物 禁止地域：1 事業所につき表示面積合計 5 m<sup>2</sup>以下 許可地域：1 事業所につき表示面積合計 10 m<sup>2</sup>以下</li> <li>○管理用広告物 禁止地域：1 箇所について 1 m<sup>2</sup>以下 許可地域：1 箇所について 5 m<sup>2</sup>以下</li> <li>○冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等</li> <li>○講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等</li> <li>○軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの</li> <li>○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市の区域を除く沖縄県の区域に存するものに表示される広告物であって、沖縄県又は浦添市の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示される広告物</li> <li>○人、動物、車両（軌道車両及び自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物</li> <li>○地方公共団体が設置する公共掲示物に規則で定めるところにより表示する広告物</li> <li>○工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの</li> <li>○公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等※ (※規則の定めに適合するものに限る)</li> </ul>	○	×

許可の要・不要	規制を受けない広告物の内容	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
許可不要	○政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第 11 条の規定は、適用しない。	○	×
許可不要	○所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名、商標又は事業や営業の内容を表示するもの（自家用広告物） 対象：送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類 表示面積が 5 m <sup>2</sup> 以内のもの ○P. 27 に掲げる禁止物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物（管理用広告物） ○前 2 号に掲げる掲出物件	○	○
許可が必要	○自家用広告物で、P. 19-20 に適合するもの ○道標、案内図板等で公共的目的をもったもの※ （※規則の定めに適合するものに限る） ○軌道車両に表示される広告物※ （※規則の定めに適合するものに限る） ○公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等で、広告物等の表示等に係る収入を当該施設又は物件の設置又は管理等の費用に充てるもの。	○	×
許可が必要	○法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等で、広告物等の表示等に係る収入の全てを地域における公共的な取組みに要する費用の全部又は一部に充てるもの（ネーミングライツ等）。	○	△ ※1

※1. 禁止物件のうち、許可を受けた場合においては、一部の禁止物件へ広告物の表示等を行うことができます。

2. 適用除外に該当する場合においても、共通許可基準を守って表示してください。P16 参照
3. 規格基準の記載がないものは、各種屋外広告物の基準を守ってください。P19-29 参照
4. 禁止広告物は、適用除外とならいため、表示することはできません。P31 参照

## (9) 電光表示広告物の誘導基準について

電光表示広告物は、情報伝達に優れ、多様な表現が可能な反面、適切にコントロールできなければ良好な景観の阻害要因となり、住環境等に悪影響を及ぼす恐れがあり、広告効果としてもマイナスとなります。

一方、店舗や事業所の顔として、地域景観や交通安全等に配慮された照明デザインの電光表示広告は、街に華やかさや楽しさを与え、広告効果だけでなく企業価値をも高めることにつながります。

住環境や交通安全上において悪影響を及ぼさないよう以下の項目について、配慮した上で設置しましょう。

- ① 信号機より輝度を下げましょう。
- ② 信号機と類似する照明色を使用しないようにしましょう。
- ③ 信号機と重なる位置に設置しないようにしましょう。  
(すべての通行方向より視認性に支障をきたさない)
- ④ 交差点付近に設置する場合は、警察と協議した上で設置しましょう。
- ⑤ 視覚障害者用信号機の音を阻害しないようにしましょう。
- ⑥ 住居の窓の近傍には極力取り付けないようにしましょう。
- ⑦ 周辺環境に応じた輝度に設定しましょう。

特に住宅地の深夜時間帯等については、消灯や輝度を落とすなど十分に配慮しましょう。

### ●発光可変表示式広告物の例

：LEDビジョン、液晶ビジョン、液晶テレビ、デジタルサイネージ、電光掲示板、点滅看板、電飾看板、電光ニュース、投影・映写 等



### ●ネオンサインの例

：ネオン管を用いたもので点滅しないもの



### ●上記以外の電光表示広告物の例

：一定時間以上継続して点灯しているもの



## 4 景観への配慮について



## 4 景観への配慮について

### (1) 景観への配慮について

屋外広告物を計画する際には、浦添市景観まちづくり計画や浦添市屋外広告物の設置基準に適合するようにしましょう。また、まちの魅力を高めるものとなるよう、大きさ・規模、色彩、設置位置、素材、建築物との調和や隣接する広告物との調和等にも十分配慮しましょう。

- ① 必要最小限の大きさ・規模に抑える
- ② 周辺のまちなみとの調和に配慮した設置やデザインにする

#### 【大きさ・規模】

○文字等の情報量が多く、より大きな広告物のほうが多くの情報が伝わるとは限りません。下記の文字数（情報量）や文字の大きさと視距離を参考に、まちなみのスケールに応じた適切な広告物の大きさ・規模とし、周辺との調和を図りましょう。

- ・人の目は1箇所に長く留まりません。視線が1箇所に留まるのは、0.3秒前後といわれています。この0.3秒で読める文字数は、日本語で最大15文字程度です。伝えたい掲載内容（情報量）を整理することで、伝わりやすい効果的な広告物となります。

（参考：「屋外広告物の知識（第4次改定版）デザイン編」）

- ・「文字の高さ×250＝視認距離」を目安として文字の大きさを算出することができます。5m離れて見る文字の大きさは2cm、100m離れて見る文字の大きさは40cmが必要です。交通標識の基準は、走行速度40kmの道路で視認距離80m、文字高20cm程度となっています。

（参考：交通エコロジー・モビリティ財団「ひと目でわかるシンボルサイン—標準案内用図記号ガイドブック」、  
「屋外広告物の知識（第4次改定版）デザイン編」）

#### 【色彩】

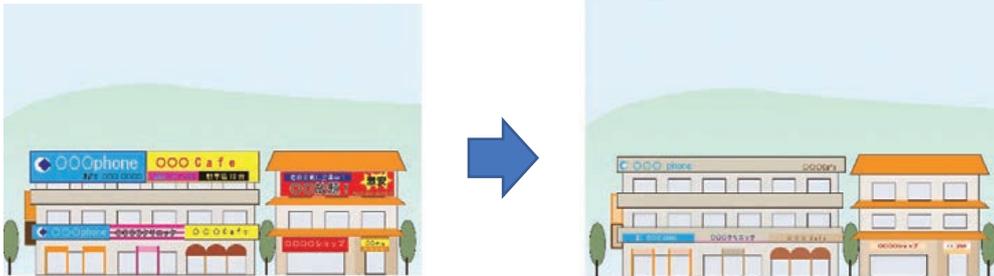
○広告物を目立たせようと派手な色を使うと、周辺との調和を阻害することがあるため、色彩の使い方には十分な配慮が必要です。そのため、色彩を効果的に用いると、情報が伝わりやすくなり、周辺との調和を図ることができます。下記を参考に広告物の色彩を計画しましょう。

- ・色数はできる限り少なくしましょう。
- ・地の色は、建築物の意匠やまちなみに調和した色彩としましょう。
- ・鮮やかな色彩は小面積で効果的に用いましょう。



### 【設置位置】

- 歩道上で視角 20 度を超える部分、具体的には3階以上の部分にはあまり目がいけないため、壁面の広告物はできるだけ低層部に設置するようにしましょう。
- まちなみの一体感に配慮し、複数の建築物で壁面広告物等が同じ高さや形態意匠とするように努めましょう。



### 【素材】

- 広告物の印象は、形態意匠（色彩）の他に、素材も認識されます。木や石材等の自然素材を活用することで、落ち着き、伝統・風格等が醸し出されます。歴史的な地域では、赤瓦や琉球石灰岩等の素材と調和させることで、趣のある広告物となります。



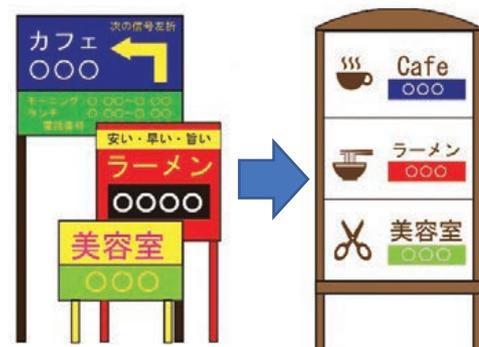
温かみのある木材の広告物



綿や麻等の自然素材を使用したのれん

### 【隣接する広告物との調和】

- 主要な交差点で乱立している広告物がみられることから、既存の広告物との調和を考慮することも大切です。そのため、広告物の地色をそろえたり、形態や色彩、情報（量）に共通性をもたせて統一感があるとわかりやすくなります。



### 【建築物やまちなみとの調和】

- 様々な建築物等が混在するまち（都市）においては、広告物だけを考えるのではなく、広告物の背景となる建築物やまちなみとの調和が大切となります。広告物を含めた建築物やまちなみを一体的に検討し、建築物やまちの魅力を高めるようにしましょう。

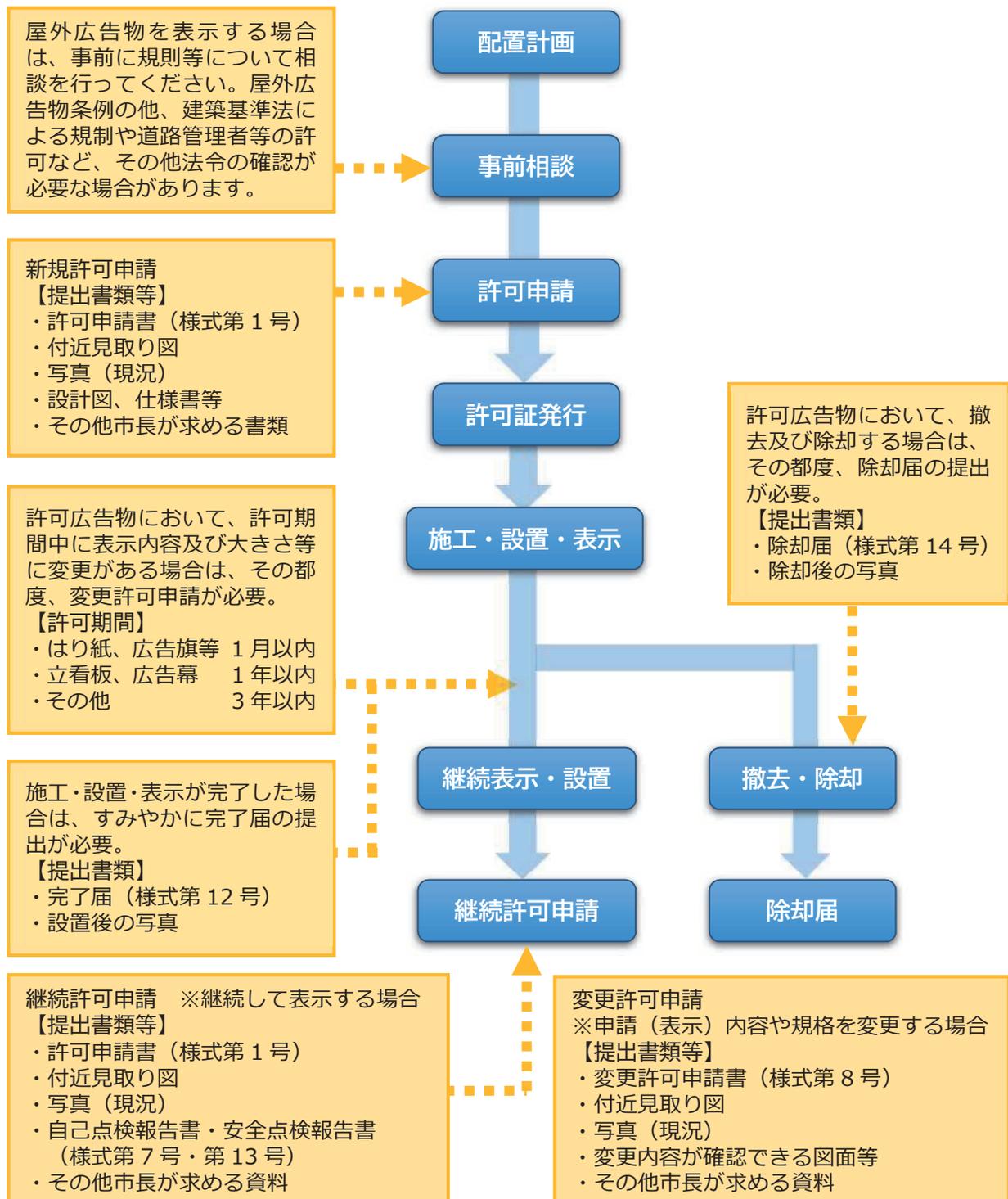
## 5 許可手続き等について



## 5 許可手続き等について

屋外広告物は、一部の広告物（適用除外）を除き、すべて許可が必要となります。新しく広告物を設置、又は既存広告物を変更したり、継続して表示する場合も許可が必要です。

### (1) 許可申請の手続きについて



## (2) 許可期間について

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、許可期間を以下の通り定めます。

### ■ 広告物の種類ごとの許可期間

種 類	期 間
はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告 又は気球広告	1月以内
立看板又は広告幕	1年以内
上記に掲げる広告物以外のもの	3年以内

## (3) 許可手数料について

各種申請をするときは、次の表の手数料が必要となります。継続・変更申請の際も同額です。

### ■ 広告物の種類ごとの手数料

区 分	単 位	手 数 料	
はり紙	1枚	5円	
広告幕		540円	
旗・のぼり	1本	210円	
立看板	1個	210円	
気球広告		1,240円	
地上広告物（はり札及びアーチを含む）及びその他の広告物又は広告物を掲出する物件 ※なお、照明を伴うものにあつては、右に定める手数料に10割加算する。	0.5㎡未満	1枚、1個 又は1基	140円
	0.5㎡以上1.0㎡未満		240円
	1.0㎡以上2.0㎡未満		460円
	2.0㎡以上5.0㎡未満		830円
	5.0㎡以上10.0㎡未満		1,560円
	10.0㎡以上20.0㎡未満		3,000円
	20.0㎡以上30.0㎡未満		5,290円
30.0㎡以上40.0㎡未満		7,580円	
40.0㎡以上50.0㎡未満		10,820円	
50.0㎡以上		1.0㎡増すごとに10,820円に330円を加算した額	
電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱を利用する広告	1枚又は1基	240円	

## 6 管理及び点検の義務について



## 6 管理及び点検の義務について

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。どのような広告物等であっても、必要な管理を怠っていれば、年月の経過に伴って、景観形成や風致の維持、公衆に対する危害防止の観点から有害なものとなってしまいます。広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な管理を行ってもらうため、広告物等の表示者等に対し、管理及び点検を義務とします。

点検については、継続許可申請の際に、点検結果等を報告するものとします。

### (1) 危険な屋外広告物の事例

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものの、放置すると取替えや大規模補修により多額の費用がかかり、事故が発生した場合は賠償責任を問われることもあります。

ここでは、以下のような危険な屋外広告物の事例を紹介します。

なお、屋外広告物に異常を発見したら、県内の屋外広告業登録業者（専門家）に安全管理に関する相談やメンテナンスを頼むこともできます。

#### CHECK POINT!!

ポールの根元、看板本体とポールの接合部分にサビが出ていないか確認しましょう。  
看板本体からポールへの汚ダレにも注意。発見したら専門業者に相談を！



ポールの根元にサビが発生



ポールの根腐れ（実際に倒れた看板）

※震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。



ブラケットのサビ



主要部材のサビ



看板基礎のひび割れ

出典：「看板の安全管理 ガイドブック」（2015年9月 屋外広告物適正化委員会）

## (2) 管理及び点検の義務について

許可の要・不要を問わず立看板等の簡易な広告物を除き、原則すべての広告物について、所有者等に安全点検の実施と点検結果の記録をすることを義務付けます。

一定規模以上の広告物は、落下等が重大事故となるおそれがあるため、資格者による点検が必要です。

また、点検を行わず、市町村の指導や命令に従わない場合、50万円以下の罰金が課せられることがあります。

### 1) 管理義務について

#### 【浦添市屋外広告物条例第21条第1項】

広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者、又はこれらの所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除去その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

### 2) 点検義務について

#### 【浦添市屋外広告物条例第21条第2項】

一部除を除き、広告物等の表示等を行おうとする者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等について、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。

また、一部の広告物の点検については、広告物等の表示等の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(屋外広告物士)その他これと同等以上の知識を有する者に行わせなければならない。

## (3) 管理及び点検に必要な資格について

広告物の種類によっては有資格者による点検を義務付けます。

点検義務	全ての屋外広告物	
点検資格	大規模広告物等 <sup>※1</sup>	資格要件あり（下記の資格者に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・建築士（1級、2級、木造建築士）のうち屋外広告物講習会の課程を修了した者</li> <li>・屋外広告業3年以上の実務経験のうち屋外広告物講習会修了者、職業訓練の課程修了者（※2）、又は屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習修了者</li> <li>・職業訓練指導員の免許保持者（※2）</li> <li>・技能検定の合格者（※2）</li> <li>・沖縄県屋外広告物条例第38条第1項第5号に規定する認定を受けた者</li> </ul> ※2 広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る
	上記（※1）以外の広告物	資格要件なし
報告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物安全点検報告書（様式第13号）※小規模広告物等は不要</li> <li>・屋外広告物自己点検報告書（様式第7号）※小規模広告物等のみ該当</li> <li>・現況の写真（申請の日前3ヵ月以内）</li> <li>・点検資格者の資格を証する書類の写し</li> <li>・その他必要と認める書類</li> </ul> ※小規模広告物等: はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗	

## (4) 点検報告書の作成について

「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」では、劣化等が起こりやすい箇所を屋外広告物の種類や部位ごとに写真を用いてわかりやすく説明しています。

本市では、より一層の安全性の確保を図る観点から、安全点検報告書の点検項目・点検内容を細分化し、実効性を高める必要があるため、劣化等が起こりやすい箇所を踏まえ、点検箇所・点検項目を次頁以降に示します。

点検報告書の作成にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課による「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」及び屋外広告業の事業者団体による「屋外広告物点検基準（案）」を参考に点検を行い、その結果に基づき、本市の様式（屋外広告物安全点検報告書）に記入の上、報告書として提出してください。

### 出典・引用元

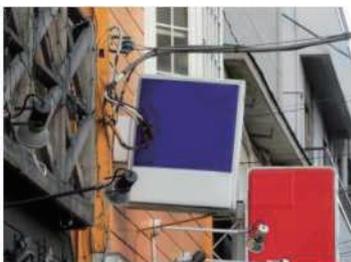
「屋外広告物点検基準(案)」(平成 28 年 11 月 一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人 日本サイン協会、一般社団法人 サインの森)

「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」(平成 29 年 7 月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課)

## ■点検箇所及び点検項目

### 1) 基礎部・上部構造

- ①上部構造全体の傾斜、ぐらつき
- ②基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
- ③鉄骨のさび発生、塗装の老朽化



上部構造全体が傾斜した状態



根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態



支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著な状態

### 2) 支持部

- ①鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
- ②鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落



鉄骨接合部（溶接部）が腐食している状態



(左図拡大)



ボルトのゆるみや欠落した状態



(左図拡大)

### 3) 取付部

- ①アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
- ②溶接部の劣化、コーキングの劣化等
- ③取付 対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常



所定の場所にアンカーボルトがない状態



取付部の溶接部が劣化している状態



壁面との間に隙間が生じた状態

### 4) 広告板

- ①表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
- ②側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
- ③広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



表示面板押さえのさびが進行した状態 (左図拡大)



広告板底部の腐食が進行した状態 (左図拡大)



### 5) 照明装置

- ①照明装置の不点灯、不発光※
- ②照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
- ③周辺機器※の劣化、破損



ネオンの一部が不発光の状態



ソケットが垂れ下がった状態



変圧器（トランス）のさびが進行した状態

## 6) その他

①付属部材<sup>\*</sup>の腐食、破損

②避雷針の腐食、損傷

③その他点検した事項

※付属部材：装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品。



振れ止め棒が変形した状態



(左図拡大)



幕材を張る部材が破損した状態



(左図拡大)

資料：「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（平成 29 年 7 月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）

## 7 違反広告物に対する取組みについて



## 7 違反広告物に対する取組みについて

### (1) 違反広告物への是正対応について

悪質な違反者に対する氏名等公表の実施や罰則の適用を踏まえ、違反広告物の是正に向けた取組みを推進していきます。

#### 1) 違反広告物と是正対応

無許可広告物（規格には適合している）

○許可を受けていない

○許可の期間を更新していない

対応⇒許可申請を行い、許可を受けることで是正されます。

無許可広告物（規格に適合していない）

○大きさや高さなどが規格基準等に適合していない。

対応⇒規格に適合させて許可申請する、又は除却することで是正されます。

禁止物件等に掲出している広告物

○禁止している物件（電柱、街灯柱など）や地域（風致地区等）に設置している。

対応⇒除却することで是正されます。

禁止広告物等

○著しく汚れていたり、塗装がはがれていたり、破損したりしている。

○倒れ掛かっていたり、落下のおそれがある。

○信号機や標識の邪魔になったり、道路交通の安全を阻害するおそれがある。

対応⇒良好で安全な状態につくり直す、又は除却することで是正されます。

#### 2) 是正対象者

是正指導・命令を受けるのは、条例等に違反して広告物を表示・設置し、若しくは除却しない者又は適正な管理を行わない者です。

○広告主（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者）

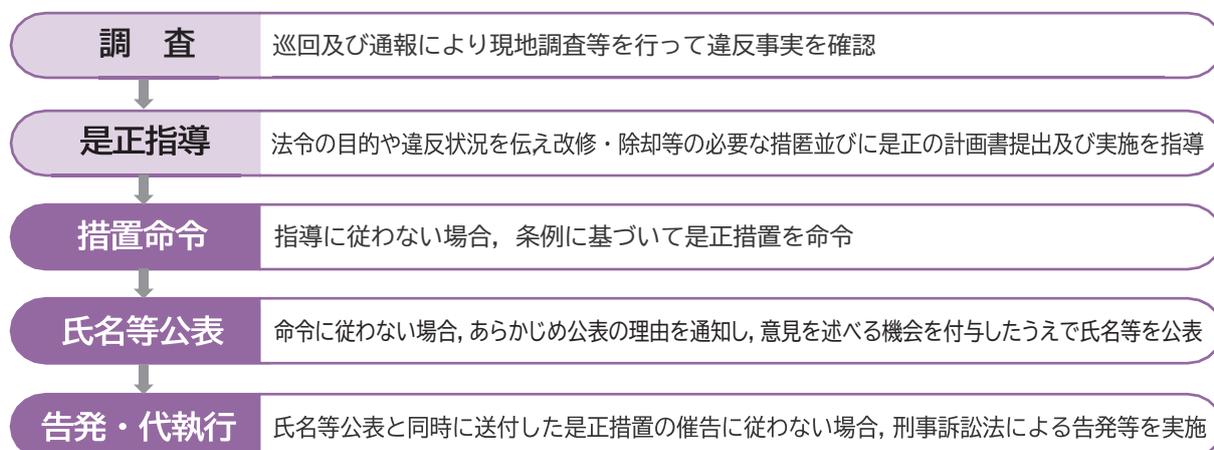
○屋外広告業者等（広告物の表示又は掲出物件の設置について、広告主から委託を受けた屋外広告業者その他の事業者）

○所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者（広告物の表示・設置後の関係者）

○広告物又は掲出物件を管理する者（広告物等に関し補修その他必要な管理を行う者）

### 3) 違反広告物の是正指導・命令手順

指導・命令には措置期限を設け、命令に従わないときは、氏名等公表や告発の手続きを進めます。



### 4) 違反に対する措置

○条例の規定又は許可の条件に違反した広告物については、その違反者に対し、設置の停止又はこれらの改修、移転、除却その他の措置を命じることがあります。

○違反広告物の表示者等が不明なときは、その者に代わって浦添市が除却することがあります。

### 5) 違反に対する措置（はり紙、はり札）

はり紙はり札等、広告旗、立看板等の簡易な広告物が、電柱に表示されているなど、条例の規定（禁止地域、禁止物件、許可）に違反している場合は、違反掲出者による自主除却等の指導等を実施するとともに、広告物を掲出した者がわかってもそれらが管理されずに放置されているときは除却（簡易除却）することがあります。

### 6) 許可の取り消し

許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。

○許可の条件に違反したとき

○許可を受けずに広告物を変更又は改造しようとしたとき

○違反広告物に対する改修、移転、除却等の措置命令に従わないとき

○虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

## 7) 条例違反による罰則（罰金）

広告物に関する条例の規定に違反する次の者は 50 万円以下の罰金に科せられることがあります。

- 禁止地域、禁止物件又は許可の規定に違反して広告物を掲出した者
- 許可を受けずに広告物を変更し、又は改造した者
- 除却義務に違反して広告物を除却しなかった者
- 違反広告物に対する改修、移転、除却等の措置命令に従わない者
- 広告物に関する報告や資料の提出を拒み、若しくは虚偽の報告や資料を提出し、又は立入検査等を拒み、妨げ、避けた者

※この他屋外広告業の登録に関する違反に対しても罰金などの刑事罰があります。

## (2) 簡易除却等の対応について

ルールを無視した屋外広告物の無秩序な表示・設置は、美しい自然や良好なまちの景観を損なうことになるほか、適切な維持管理が行われないと、落下や倒壊などによって公衆に危害を与えるおそれもあります。

市長又は、市長が委任した者は、違法に表示・掲出された広告物が、はり紙、はり札、立看板等、広告旗であって、一定の要件を満たすときは、表示した者がわかっている場合でも簡易な除却措置を行うことができます。

### 1) 除却できる違反広告物

#### ア はり紙

ポスター、ちらしの類で、のり、テープ等でガードレールや電柱等にはり付けて表示するもの、及びこれに類するもの。

#### イ はり札

ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。

#### ウ 立看板

次のような広告物又は掲出物件で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの。

- ・木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をしたもの
- ・ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷したもの
- ・立看板に類似の形状をしたパンフレットやチラシ等を掲出する物件、その他これらに類する物件

#### エ 広告旗

いわゆる、のぼり旗。容易に移動させられることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。これを支える台を含む。

### 2) 簡易除却の要件

はり紙についてはアに該当する場合、はり札類・立看板等・広告旗については、ア及びイの要件を満たしている場合に簡易除却を行います。

#### ア 浦添市屋外広告物条例に明らかに違反していると認められること

許可を受けずに、禁止地域等や禁止物件（P.30）に掲げる広告物を表示した場合

#### イ 管理されずに放置されていることが明らかなものであること

### 3) 除却した広告物の保管と処分

#### ア 保管と公示

略式の代執行を行った物件と簡易除却した物件は、保管した上で所定の事項を公示し、所有者からの申し出があれば、返還します（はり紙を除く）。公示期間は2週間、本庁舎や市役所の掲示板で行います。

公示事項は、除却した物件の種類及び数量、設置場所、除却年月日、保管を始めた年月日、保管場所等です。

保管期間は、下記のとおりです。

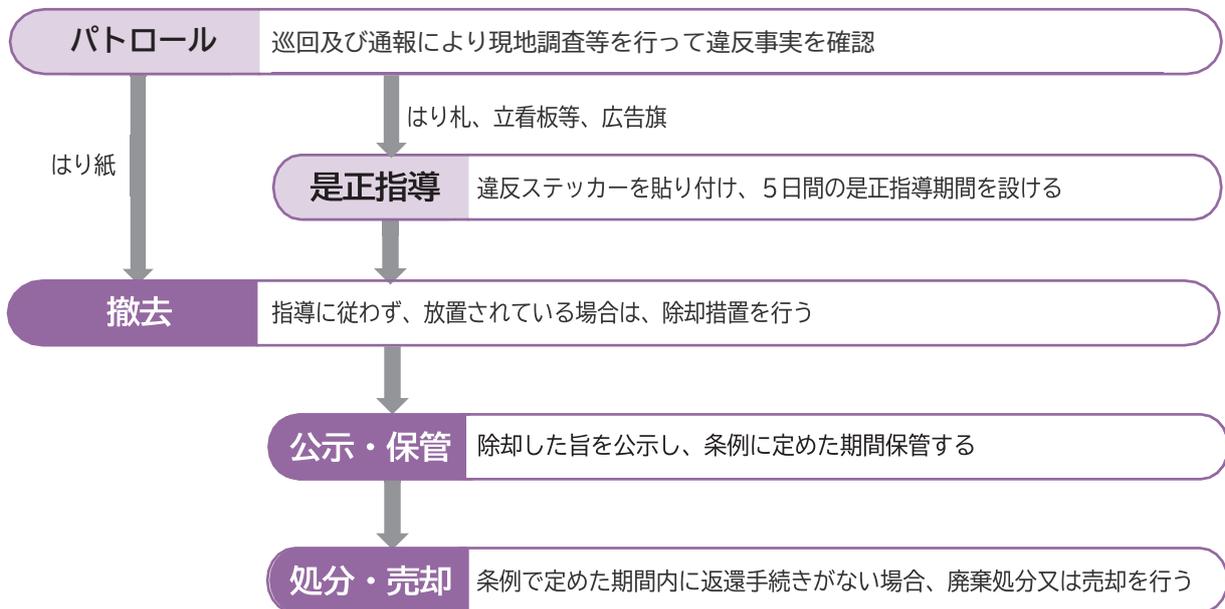
- 1 簡易除却物件 2日
- 2 略式の代執行を行った物件のうち、特に貴重な広告物 3か月
- 3 上記の1・2以外の広告物 2週間

返還手続きは、除却物件を保管する美らまち推進課で行います。

#### イ 保管物件の処分方法

保管期間を経過した物件は、価額を判断した上で、売却又は廃棄処分を行います。

#### ■簡易除却の流れ





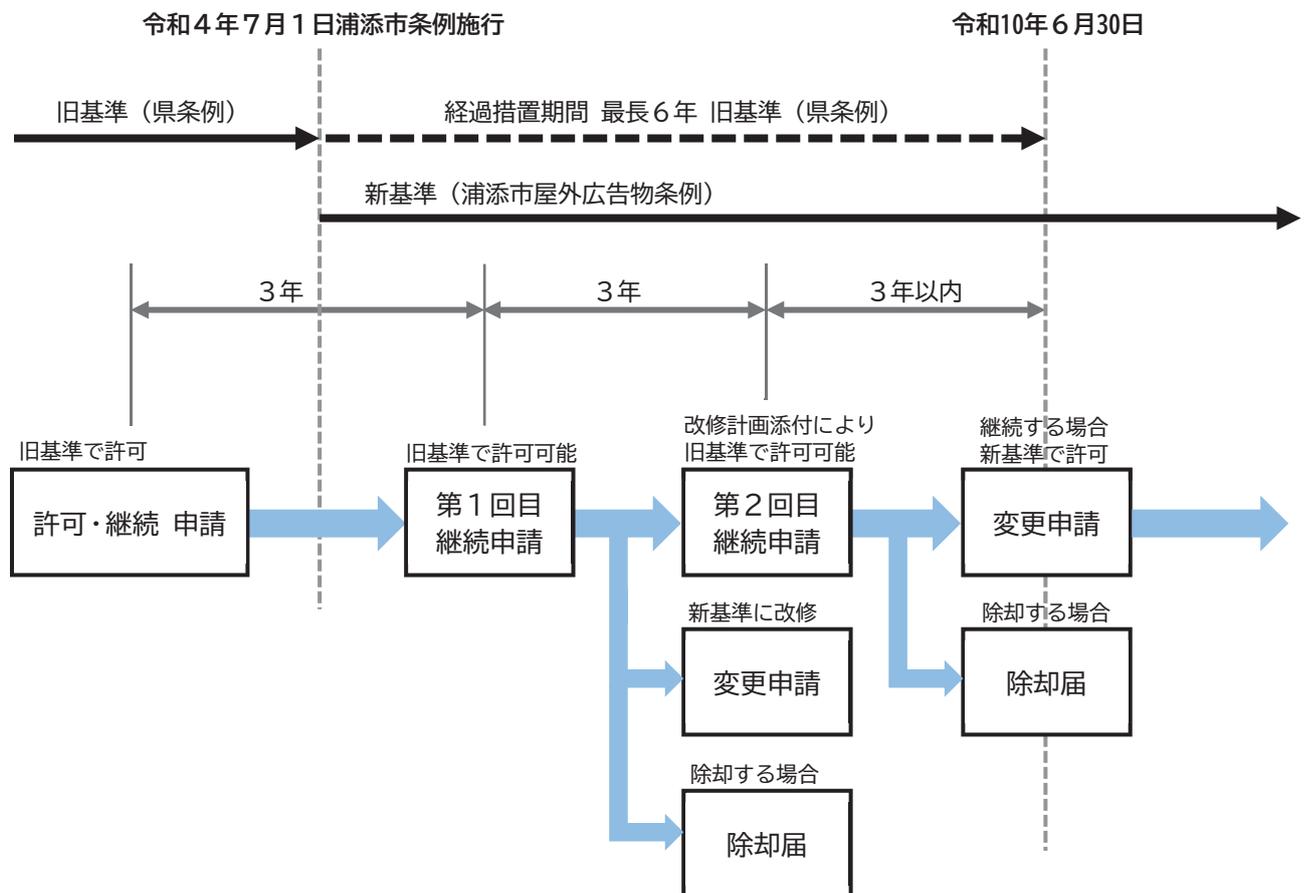
## 8 経過措置について



## 8 経過措置について

### (1) 経過措置について

沖縄県屋外広告物条例の許可基準で許可を受けている屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、最長6年間を限度として広告物を表示することができる経過措置期間を設けます。









浦添市 屋外広告物ガイドライン

令和4年7月 浦添市都市建設部 美らまち推進課

---

〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL : 098-876-1234 (代表) FAX : 098-879-7138

---